

# 新旧対照表

箱根町議会会議規則の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（発言の要求）

第51条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

（質疑の方式及び回数）

第55条 質疑は、一問一答で行い、回数の制限は設けない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（協議又は調整を行うための場）

第126条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(次項において「協議等の場」という。)を次の表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、別に定める。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	町政に関する重要な事件及び議会の運営に関する事項について協議、調整等を行うため。	全議員	議長

旧（改正前）

（発言の要求）

第51条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

（質疑の回数）

第55条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（協議又は調整を行うための場）

第126条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(次項において「協議等の場」という。)を次の表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、別に定める。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	町政に関する重要な事件及び議会の運営に関する事項について協議、調整等を行うため。	全議員	議長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について、協議、調整等を行うため。	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会の委員長

